

学校法人鎮西学院理事会規程

学校法人 鎮西学院

学校法人鎮西学院理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）に基づき、理事会業務の円滑な運営をはかるため定める。

(運営)

第2条 理事会の運営については、寄附行為に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(定期理事会)

第3条 定期理事会は、毎年度原則として次に掲げる月に開催するものとする。

- (1) 5月
- (2) 10月
- (3) 12月
- (4) 3月

(審議・決定事項)

第4条 理事会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針
- (2) 寄附行為の変更及び主務大臣または知事等へ認可申請を要する事項
- (3) 理事会が行う理事・監事及び評議員の選任
- (4) 教育及び研究に関する重要な事項
- (5) 法人の資産に関する事項
- (6) 校地、校舎等重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (7) 法人の事業に関する事項
- (8) 財務計画、その他の中・長期経営計画に関する事項
- (9) 予算及び決算に関する事項
- (10) 重要な職制及び職務分掌の制定改廃に関する事項
- (11) 就業規則、給与規程その他の重要な規程の制定改廃に関する事項
- (12) 教職員の採用、任用、表彰、懲戒、解雇等の重要な人事に関する事項
- (13) 評議員会に提出する議案に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項

(議決)

第5条 寄附行為に定めている事項以外の審議事項の議決については、過半数の賛成をもって承認とする。

(職員の出席)

第6条 議長は、必要に応じ理事会に関係職員を出席させ、議案又は関連資料を説明させることができる。

(担当理事の設置)

第7条 学院運営上特に必要と認める分野に次の担当理事を置く。
教学担当理事を学院長とし、財務担当理事を法人事務局長とする。

(学院運営協議会の審議) -

第8条 理事会の審議・決定事項のうち、学院運営協議会規程に定める事項については、あらかじめ学院運営協議会において審議する。
2 学院運営協議会が審議した事項については、次回理事会に会長が報告し承認を得なければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
この規程は、2015（平成27）年9月25日から施行する。
この規程は、2020（令和2）年5月28日から施行する。